

## 2 在宅福祉サービス

### (1) 高齢者等ホームサポート事業

おおむね65歳以上で在宅の原則ひとり暮らしの高齢者や障がい者等に日常生活に必要な支援を行います。

☎①高齡福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

< サービス内容 >

寝具類等大物の洗濯・日干し、家周りの手入れ、軽微な修理、屋内の整理・整頓など

☎②宇都宮市シルバー  
人材センター事務局  
TEL 633-5300

< 対象者 >

65歳以上で、前年所得税非課税世帯のうち、介護保険の要介護・要支援の認定を受けている高齢者、障がい者のみで構成される世帯など

< 利用時間 >

原則として、週2時間以内

< 費用 >

サービスに係る料金の1割と材料費等の実費全額

< 手続き >

サービスの利用には、利用登録が必要です。

- ① 利用登録 … 高齡福祉課 福祉サービスグループ  
保健福祉総務課（市役所1階A18番窓口）  
平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター  
各地域包括支援センター

- ② サービス利用申込み … シルバー人材センター（事務局）

### (2) 高齢者無料入浴券の交付

70歳以上で、自宅に入浴設備がない方に公衆浴場の入浴券を交付します。

< サービス内容 >

年間最大60枚の入浴券を交付します。

☎高齡福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

< 施設 >

施設名	所在地	電話番号
宝湯	若草1丁目9-5	624-8049

< 手続き >

『無料入浴券交付申請書』に、必ず地区担当の民生委員から「入浴設備がない」という証明を受け、高齡福祉課 福祉サービスグループに提出してください。

(3) 高齢者短期宿泊事業

⑤ 高齢福祉課  
相談支援グループ  
TEL 632-2357

体調の調整等，生活習慣の適切な指導を受ける場合や一時的に家族等の見守りを受けることが困難となる場合に，介護保険施設等の空床を短期間利用することができます。

ただし，施設に空床がない場合は，利用できない場合があります。

< 対象者 >

おおむね65歳以上の要介護(支援)認定を受けていない方

< 利用期間 >

原則として1回の利用につき7日以内(年間14日以内)

< 費用 >

〔 養護老人ホーム アオーラ<sup>にこん</sup>而今 〕

1日あたり490円，送迎(片道)190円，食材料費の実費

〔 短期入所施設 ケアプラザ<sup>にこん</sup>而今 〕

1日あたり763円，送迎(片道)190円，居住費820円，食材料費の実費

※ 生活保護世帯の場合は，食材料費の実費のみの負担です。

< 高齢者短期宿泊事業施設一覧 >

〔 養護老人ホーム 〕

施設名	所在地	電話番号
アオーラ <sup>にこん</sup> 而今	陽東3丁目15-12	683-4001

〔 短期入所施設 〕

施設名	所在地	電話番号
ケアプラザ <sup>にこん</sup> 而今	砥上町54-1	649-2525

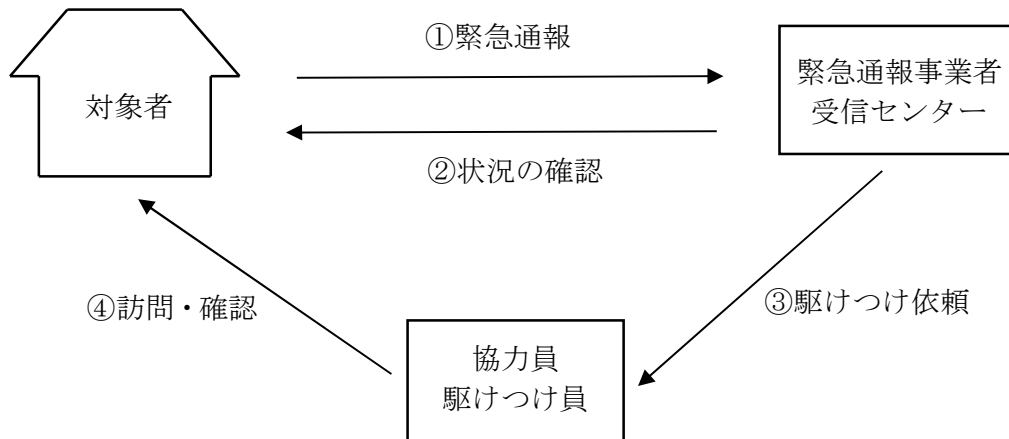
(4) 緊急通報システム事業

急病等の緊急時に、緊急通報装置を押すことにより、受信センターに通報が入り、通報時の状況を確認し、必要に応じて申請者が指定した協力員が対象者宅を訪問します。

問 高齢福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

また、日常時においては、受信センターが健康・生活相談を受けています。

< 通報時の流れ >



< 対象者 >

- ・ おおむね65歳以上で、虚弱なひとり暮らし等高齢者と認められる方
- ・ 重度身体障がい者（手帳1・2級）でひとり暮らし等の方
  - ※ 状況調査により、対象とならない場合があります。
  - ※ 協力員には、事業の内容等を説明の上、必ず同意を得てから申請をしてください。

< 費用 >

生計中心者の前年の所得税額により、下記のとおり月ごとの利用料金の一部は、利用者の自己負担となります。

	利用世帯の区分	負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	100円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	200円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の世帯	300円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の世帯	400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯	500円

< 手続き >

『緊急通報システム事業利用申請書』を、高齢福祉課 福祉サービスグループ、保健福祉総務課（市役所 1 階 A 1 8 番窓口）、平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター、又は各地域包括支援センターに提出してください。

**(5) 認知症高齢者地域生活安心サポート事業**

⑤ 高齢福祉課  
企画グループ  
TEL 632-2332

認知症の疑いがある方に、地域の方が声掛けや手助けをしやすくなるよう、目印となるキーホルダーやお守り型巾着などの「認知症見守りグッズ」の配布と、行方不明時に家族などが携帯電話から検索を依頼でき、依頼を受けた協力者が地図機能や掲示板機能を活用して検索することができる検索支援アプリ「オレンジセーフティネット」をご案内します。

< 手続き >

『認知症高齢者地域生活安心サポート事業 登録申請書』を、高齢福祉課企画グループ、又は各地区市民センター・各出張所に提出してください。

**(6) はいかい高齢者等の位置探索システム利用に対する助成**

認知症等により、帰り道が分からなくなる方にGPS端末を身に付けていただき、行方不明となったときに、家族が携帯電話やパソコンから位置情報を検索し、現在位置を特定することができます。

⑤ 高齢福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

下記の対象条件を満たし、協定事業者と契約しサービスを利用する場合、初回の登録料及び毎月の利用料の一部を助成します。

< はいかい高齢者等 >

宇都宮市内に住所があり、在宅で生活している65歳以上の方（65歳未満であって初老期における認知症に該当する方を含む）又は知的障がいのある方で、認知症等により行方不明になるおそれのある方

< 補助対象者 >

上記の「はいかい高齢者等」を介護している、市税に滞納のない方

< 助成内容 >

登録料（初回のみ）	協定事業者が定める額の1/2（上限額6,000円）
利用料（毎月）	協定事業者が定める額の1/2（上限額4,000円）

※ サービスの内容等により、料金が異なります。

< 協定事業者 >

事業者	連絡先
セコム（株）	635-5101
（株）やさしい手	050-1752-5769

< 手 続 き >

『はいかい高齢者等家族支援事業補助金交付申請書』, 『委任状』を, 高齢福祉課 福祉サービスグループ, 保健福祉総務課 (市役所1階A18番窓口), 平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター, 又は各地域包括支援センターに提出してください。

(7) 在宅高齢者等日常生活用具の給付

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方などに日常生活の安全に役立つ用具を現物給付します。

☎ 高齢福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

< 品目及び対象者 >

品 目	対象者	所得区分
電磁調理器	おおむね65歳以上で, 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし又は高齢者世帯	A~D
シルバーカー	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯で, 生計中心者の前年の所得税が非課税の世帯	A~B

< 費 用 >

生計中心者の前年の所得税額により, 下記のとおり自己負担があります。

	利用世帯の区分	負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上の世帯	全額負担

< 手続き >

『日常生活用具給付等申請書』と『同意書』を, 高齢福祉課 福祉サービスグループ, 保健福祉総務課 (市役所1階A18番窓口), 平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター, 又は各地域包括支援センターに提出してください。

(8) 高齢者福祉補聴器の交付

おおむね65歳以上で、下記要件に該当する方に、片耳分の高度難聴用補聴器を現物交付します。

☎ 高齢福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

< 対象者 >

- ・ 市内に住所を有する、おおむね65歳以上の高齢者
- ・ 両耳ともに聴力レベルが「50デシベル以上」で、  
専門医により補聴器の使用が必要と認められた方
  - ※ 聴力レベルが身体障がい<sup>①</sup>に該当する場合は、障がい福祉課へお問い合わせください。
  - ※ 購入費用の補助ではありません。
  - ※ 既に補聴器をお持ちの方は、対象となりません。

☎ 障がい福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2361

< 費用 >

生計中心者の前年の所得税額により、下記のとおり自己負担があります。

	利用世帯の区分	負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上の世帯	全額負担 (上限33,900円)

< 手続き >

『高齢者福祉補聴器交付申請書』、『同意書』及び『医師の意見書』を、高齢福祉課 福祉サービスグループ、保健福祉総務課（市役所1階A18番窓口）、平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センター、又は各地域包括支援センターに提出してください。

(9) はり，きゅう，マッサージ施術料の助成（保険適用外）

在宅の満70歳以上の高齢者，身体障がい者1～2級の方が，保険の適用外で，はり，きゅう，マッサージの施術を受けるときに使用できる助成券を交付します。

☎ 高齢福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2367

< 助成内容 >

1枚1,000円の助成券を，1年度につき最大18枚交付します。

※ 下記のとおり申請月によって交付枚数は異なります。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	18枚	17枚	15枚	14枚	12枚	11枚	9枚	8枚	6枚	5枚	3枚	2枚

< 使用方法 >

- ・ 市に登録している施術所でのみ使用できます。
- ・ 1回の施術（1,000円以上）につき，1枚の助成券のみ有効です。
- ・ 助成券を使用した際の差額は施術者にお支払いください。

< 手続き >

マイナンバーカード等の身分を証明するものを持参して，高齢福祉課 福祉サービスグループ，保健福祉総務課（市役所1階A18番窓口），平石・富屋・姿川・河内の各地区市民センターで申請してください。

## (10) 高齢者住宅の改修

高齢者の転倒事故の多くが、住み慣れた自宅の居間、寝室、玄関、階段、廊下、浴室で発生しています。加齢に伴い、身近な場所に転倒リスクがあることを踏まえ、「段差をなくす」、「手すりを付ける」、「床に物を置かない」など、住環境の整備に向けた支援や呼びかけを行っています。

### ① 住宅改修費の支給（介護保険サービス）

日常生活をする上で必要な手すりの取り付けや段差の解消、床の滑り防止、洋式便器への変更などの住宅改修を行う場合、一生涯に原則20万円（税込）を限度として、介護保険負担割合証に応じてその9割、8割、または7割を支給します。

問 高齢福祉課  
介護サービスグループ  
TEL 632-2977

#### < 対象者 >

要支援・要介護の認定を受けている人

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・ 事前申請をせずに着工した改修
- ・ 新築や増築、老朽化に伴う改修
- ・ 住民票に記載されていない住所の住宅改修
- ・ 介護保険施設や病院などに入所・入院している方（一時帰宅を含む）

※ ただし、退所・退院日が決まっている方は利用できますので、工事着工前に、ケアマネジャー等にご相談ください。

#### < 手続き >

改修前に、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターまたは高齢福祉課介護サービスグループにご相談ください。

### ② 高齢者にやさしい住環境整備事業（在宅福祉サービス）

65歳以上かつ在宅で、介護保険の要支援以上に該当する高齢者のいる世帯に、日常生活を容易にするため、既存住宅の改修に要する経費の一部を補助します。

問 高齢福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

#### < 対象世帯 >

生計中心者の前年の所得税額が非課税、又は世帯の前年の所得税の合計額が16,200円以下で、市税に滞納がないこと。

#### < 対象となる工事 >

段差解消、手すりの取付け等の原則として介護保険の対象となる改修工事（新築や増築、老朽化に伴う改修工事は対象外）

#### < 助成内容 >

補助対象となる住宅の改修工事に要した経費の4分の3の額で、900,000円を限度とします。（介護保険で対象となる部分については、介護保険が優先）

### < 手続き >

改修前に、高齢福祉課 福祉サービスグループにご相談ください。

また、改修前に必ず訪問調査を行います。

- ※ 改修工事着手後の申請は対象となりません。
- ※ 事前相談から訪問調査まで、最低1か月程度の期間を要します。
- ※ 3月末日までに工事の完了報告ができるよう、余裕をもった計画を立てたうえで、ご相談ください。

### ③ 住宅改修補助制度

持家や借家にお住まいの方、中古住宅を取得する方が、安全・安心・快適な居住環境を創出していただくことを目的に、住宅の性能や機能を向上させる改修工事費用の一部を補助します。

 住宅政策課  
住宅政策グループ  
TEL 632-2735

### < 対象者 >

市内在住者（市税を滞納していないこと）

### < 対象となる工事 >

手すりの取り付けや段差の解消などのバリアフリー改修工事など

### < 補助額 >

対象工事費の10分の1の額（上限10万円）

### < 手続き >

工事の契約前に、住宅政策課住宅政策グループに申込してください。

※ 工事契約後の申込は認められません。

### (11) 在宅高齢者家族介護慰労金の支給

在宅の介護を必要とする高齢者を常に介護している家族に、介護慰労金を支給します。

☎ 高齢福祉課  
福祉サービスグループ  
TEL 632-2360

#### < 支給対象者 >

65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けており、申請月の前月から遡り1年間において、入院歴がなく、かつ介護サービスの利用日数の合計が10日以内の高齢者を、在宅で日常的に介護している家族

#### < 支給額 >

年額12万円

#### < 手続き >

『在宅高齢者家族介護慰労金申請書』を、高齢福祉課 福祉サービスグループ、保健福祉総務課（市役所1階A18番窓口）、各地区市民センター・各出張所、又は各地域包括支援センターに提出してください。

### (12) 家族介護教室

要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護知識・技術や介護・福祉サービスの適切な利用方法の習得、介護者同士の情報交換等を内容とした教室を開催します。

日程等については、広報うつのみや及び市のホームページでお知らせします。

☎ 高齢福祉課  
相談支援グループ  
TEL 632-2357

#### < 対象者 >

要介護高齢者を介護する家族等

#### < 費用 >

無料

#### < 手続き >

お近くの地域包括支援センター（P5参照）に直接お問い合わせください。

### (13) ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワーク事業

ひとり暮らし高齢者等が、地域の中で安心して生活できるよう、地域住民による日常的な見守りと公的な福祉サービスを一体的に組み合わせて安否確認を行います。

☎ 高齢福祉課  
相談支援グループ  
TEL 632-2357

- ① 地区民生委員・地域包括支援センターによる訪問調査  
・見守り対象者の把握
- ② 見守り活動  
・地域包括支援センター、民生委員、地域住民、福祉協力員などによる見守り

### (14) 食の自立支援事業（配食サービス）

栄養改善が必要な方に、「食」の自立の観点から食関連サービスの利用調整を行った上で、配食サービス（訪問による食事サービスの提供）を行い、食生活の改善及び健康の増進を図ります。

☎ 高齢福祉課  
相談支援グループ  
TEL 632-2357

#### < 対象者 >

在宅で、単身世帯・高齢者のみの世帯に属し、次の①②のいずれかにあてはまる方

- ① 65歳以上で、介護保険の要介護（支援）認定を受けていないが、低栄養状態のおそれのある方

#### ※ 低栄養状態 とは

- ・ 6か月間で2～3kg以上の体重減少があり、やせ（BMI=18.5未満）と判定される方（※BMI…体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)）
- ・ 血液検査でアルブミン値が3.8g/dl未満の方

- ② おおむね65歳以上で要介護状態、障がい、疾病等により調理が困難で、食に関する支援が必要な方

#### < 利用回数 >

週1食から最大週5食まで

※ 食の自立の観点から、地域包括支援センターによる状況調査（アセスメント）により決定します。

#### < 費用 >

1食あたり 450円（生活保護世帯は400円）

#### < 手続き >

お近くの地域包括支援センター（P5参照）にご相談ください。

（利用にあたり状況調査を行い、必要性の判断を行います。）

※ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスの配食サービスについてはP55～56をご参照ください。

## 2 在宅福祉サービス

### < 事業所一覧 >

施設名	所在地	電話番号	食事区分
高砂荘デイサービスセンター	平出町 1510-1	663-2520	昼
敬祥苑デイサービスセンター	宝木本町 2141	665-5633	昼
徳次郎デイサービスセンター	徳次郎町 63-1	665-7771	昼
デイサービスセンターはりがや	針ヶ谷町 655	688-1555	昼
デイサービスセンターケアプラザ <small>にこん</small> 而今	砥上町 54-1	649-2941	昼・夕
デイサービスセンター元気の里	幕田町 1456-1	655-2611	昼
ライフデリ宇都宮元気店	東峰 1 丁目 2-1	666-7816	昼・夕
宅配クック ワン・ツウ・スリー (宇都宮中央店)	雀宮町 566-1	688-3919	昼・夕
サン・エールキッチン	川田町 1076-2	612-4862	昼・夕
配食のふれ愛 宇都宮店	みどり野町 5-14 TY ビル 102	653-2750	昼・夕
宅食ライフ 宇都宮店	宮本町 11-13	684-1080	昼・夕
栃木宇都宮中央営業所 (ワタミの宅食)	滝谷町 1-2	080-3220	昼・夕
栃木宇都宮南営業所 (ワタミの宅食)	城南 3-5-16	-1182	昼・夕

(15) 災害時要援護者支援事業

☎各担当課に直接

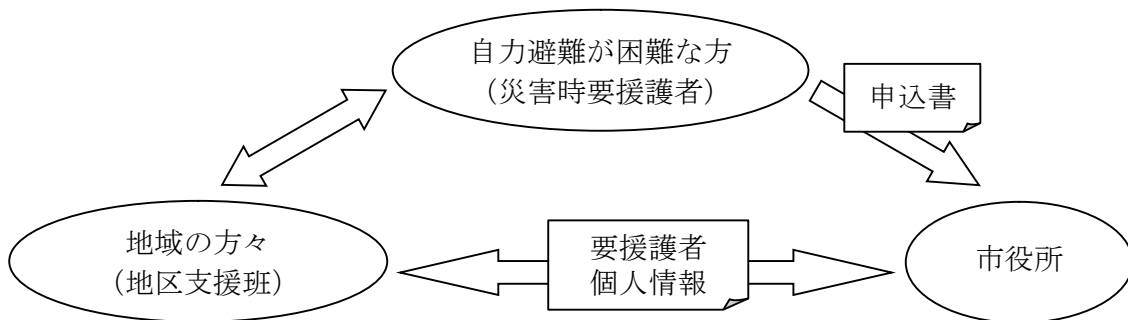
風水害や地震などの大規模な自然災害が発生又は発生が予想される場合に、自力での避難が困難な高齢者や要介護者の方などに事前に登録していただき、登録情報を市と地域で共有することにより、市と地域が協力・連携を図って要援護者の避難誘導や安否確認などの支援活動を行います。

< 対象者 >

高齢者（おおむね65歳以上）や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で避難支援を希望する方（要援護者）が登録できます。

※ 在宅で生活している方が対象となります。

- ① 要介護3以上の高齢者
- ② 「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」における見守り対象者
- ③ 身体障がい者手帳1・2級所持者
- ④ 療育手帳A・A1・A2所持者
- ⑤ 精神障がい保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 障がい者福祉サービスを受けている難病患者
- ⑦ その他災害時の支援が必要と市長が認める方



※ 市役所と地域の方々の間で、個人情報の取扱いに関する協定を結び、情報を共有します。

< お問い合わせ先 >

担当地区	担当課
昭和	保健福祉総務課 企画グループ (632-2919)
石井, 泉が丘, 今泉, 上河内, 河内, 清原, 国本, 五代若松原, 桜, 城東, 宝木, 中央, 平石, 瑞穂野, 峰, 西, 東, 細谷・上戸祭, 御幸, 築瀬, 陽東, 横川	高齢福祉課 相談支援グループ (632-2357)
篠井, 城山, 姿川, 雀宮, 戸祭, 富屋, 豊郷, 錦, 西原, 富士見, 緑が丘, 宮の原, 御幸ヶ原, 明保, 陽光, 陽南	障がい福祉課 企画グループ (632-2673)

### (16) ふれあい収集（戸別訪問収集）

問 ごみ減量課  
収集指導グループ  
TEL 632-2423

ごみをごみステーションまで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者の自宅に直接訪問し、玄関先などからごみの収集を行います。

#### < 対象者 >

親族や近所などから支援が受けられず、自力でごみを出すことが困難である方で、おおむね次に該当する方

- ・ 介護認定を受けている、65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ・ 身体障がい者手帳を有している、ひとり暮らしの身体障がい者

※ その他、上記と同程度の状態にある高齢者や障がい者など、対象となる場合もありますので、ご相談ください。

#### < 収集回数 >

週1回（家庭から排出される資源物、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみを収集）

#### < 手続き >

申込みを希望される方は、事前にごみ減量課・収集指導グループ（市役所12階）に電話でお問い合わせの上、介護保険被保険者証の写し又は障がい者手帳の写しを添え、申請書類を提出してください。

### (17) 図書などの郵送貸出サービス

問 市立中央図書館  
館外奉仕グループ  
TEL 636-0231

要支援・要介護認定を受けている方で来館が困難な方などを対象に、図書などを郵送で貸出します。

※ 郵送貸出は、ご本人が利用する図書やCDなどに限ります。

#### < 対象者 >

- ・ 市内にお住まいで介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
- ・ 身体障がい者手帳の肢体不自由1級から6級までの方

#### < 貸出数 >

図書・雑誌等が合わせて15冊まで、CD・カセットが合わせて5点まで、DVD・ビデオが合わせて5点まで

#### < 貸出期間 >

郵送期間を含め1か月以内

#### < 費用 >

無料

#### < 手続き >

サービスの利用には、市立図書館の利用者登録が必要です。利用者登録は、市立図書館のホームページからも受け付けています。

はじめて郵送貸出を申し込まれる際は、市立中央図書館 館外奉仕グループに電話、メール、FAXなどでお申し込みください。申込みの際には、介護保険被保険者証や身体障がい者手帳の番号などを確認します。

### (18) ファミリーケアサービス

宇都宮市社会福祉協議会 福祉サービス事業

住み慣れた家で安心して暮らせるよう、市民相互の助け合いで実施する会員制の有償サービスです。

市社会福祉協議会  
福祉サービス課  
TEL 636-1210

#### < 会 員 >

- ・ 利用会員 … 市内在住の高齢や障がい、傷病などで、日常生活を送るうえで家事援助の必要な方
- ・ 協力会員 … 健康で福祉に理解のある方

#### < 提供できるサービス内容 >

- ・ 食事作り・片付け
- ・ 衣類などの洗濯
- ・ 住居などの掃除
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ その他、身体介護を伴わない援助

#### < サービスの提供日・提供時間 >

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前9時～午後5時

#### < 利用料金 >

- ・ 入会金：利用会員 3,000円・協力会員 1,000円
- ・ 1時間につき 860円
- ・ 交通費は実費分（距離に応じて最大500円）

#### < 手続き >

市社会福祉協議会に電話でお問い合わせください。  
その後、訪問調査があります。

### (19) 福祉理美容サービス

下記の対象者の方に、訪問理美容出張サービスの出張補助券を交付します。（年間最大6枚まで）

市社会福祉協議会  
福祉サービス課  
TEL 636-1210

#### < 対象者 >

在宅の65歳以上の寝たきりで、要介護3～要介護5の方  
（在宅には、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅を含みます。）

#### < 費 用 >

出張経費として1,500円分を補助券にて市社会福祉協議会が負担します。

※ 理美容料金は、通常の料金をお支払いください。

#### < 手続き >

市社会福祉協議会やホームページにある申請書に記入・提出し、『補助券』の交付を受けてから、指定理容店に直接、連絡してください。

## (20) 車いすの貸出

高齢や身体障がい、事故・病気等の理由で「一時的に」車いすを必要とされる方のために、車いす等を貸し出します。

ただし、入院中の方や施設などに入所している方の、病院・施設内での利用は対象となりません。

市社会福祉協議会  
ボランティアセンター  
TEL 636-1285

## &lt; 貸出期間 &gt;

最大で3か月以内

## &lt; 費用 &gt;

無料

## &lt; 手続き &gt;

市社会福祉協議会ボランティアセンター又は下表の施設に電話で連絡の上、『申請書』を記入・提出してください。

## &lt; 貸出場所一覧 &gt;

施設名	所在地	電話番号
ボランティアセンター	中央1丁目1-15（総合福祉センター内）	636-1285
河内総合福祉センター	白沢町385	673-8453
ことぶき会館	屋板町558	656-8792
ふれあい荘	陽東2丁目3-1	663-3156
やすらぎ荘	宝木本町1991-1	665-5284
すこやか荘	下砥上町1259-3	648-7750
上河内老人福祉センター	松田新田町116-1	674-4003
雀の宮作業所	新富町15-25	655-4091
若草作業所	若草3丁目12-11	643-4759

※ 貸出車いすは、自走式で耐荷重100kgになります。

## (21) ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業

在宅のおおむね70歳以上のひとり暮らしの方で、近隣に近親者がなく安否確認が必要な方に、定期的に乳酸菌飲料（ヤクルト）の配達を通じて、安否確認と孤立感の解消を図ります。

市社会福祉協議会  
福祉サービス課  
TEL 636-1210

## &lt; 費用 &gt;

無料

## &lt; 手続き &gt;

地区の担当民生委員に申し出てください。